

河川管理・占用定例会議について

細川 雅章¹

¹近畿地方整備局 大阪国道事務所 保全対策官 (〒536-0004大阪府大阪市城東区今福西 2 丁目12-35)

長大な延長の管理区間を抱える淀川河川事務所において、多彩な特徴を持つ管内沿川地域を安全かつ平穩に管理するため、事務所・出張所の意思疎通を図り、適時的確な判断と維持管理対策を実現するための事務所の取組を紹介する。職員個々の負荷増を避けつつ、若手職員と幹部の意見交換も一部実現できることで、人材育成にも資する。

キーワード コミュニケーション, 効率化, 人材育成

1. 開催の背景

淀川河川事務所は、淀川水系のうち淀川本川、宇治川、木津川、桂川及びその支川118.38kmを管理区間としており、高規格堤防、淀川大堰や排水機場など多数の河川管理施設を14の課7つの出張所とともに管理している。京都府と大阪府にまたがる沿川地域は、市街地、郊外地、中山間地など多彩な様相を呈しており、いずれの地域においても人々の暮らしと縁が深い長い歴史が存在し、淀川水系に対する事務所外部の方々の関心も高く、さまざまな利用が望まれている。

これらの管理区間を安全かつ平穩に管理していくためには、事務所・出張所を通じての情報共有や意思疎通を図り、適時的確な判断と対策を可能とする、いわゆる「風通しのよい」職場とすることが不可欠である。一方で管理区間内において、淀川大堰閘門、高規格堤防整備、堤防強化、河川公園整備等多くの事業が同時期に実施されているなか、事業完了後の維持管理も考慮していく必要がある。

近畿地方整備局の多くの事務所では、河川改修や道路改築の大型事業の進捗管理のための事務所内関係者による定期打合せを行っている例が多い。また、ほぼすべての事務所において幹部職員による定例会議が行われており、出張所からの報告がなされる場合もある。

これに対して、維持管理に特化して網羅的な情報共有の場を持つのは、話題の個別性が高かったり、関係部署が集う時間的空間的人的制約があったためか、これまで淀川河川事務所では開催されてこなかった。

2. 開催までの経緯

維持管理や占用・一時使用にかかわるものが多い淀川河川事務所に寄せられる外部からの問合せや維持管理にかかる懸念・課題について、大事に至るかもしれない

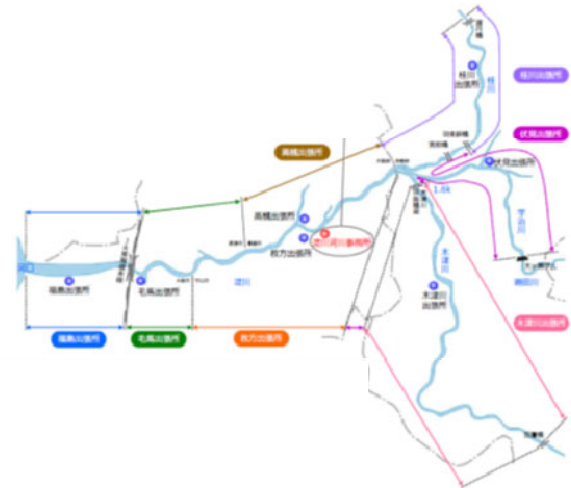


図-1 淀川河川事務所及び出張所管理区間

予兆に先回りして事務所と出張所、担当者と幹部との情報共有と迅速な対応を検討できる体制の構築を主眼に、令和3年度下期より河川管理・占用調整に関する定例会議の実施検討が事務所長から指示された。

会議は、概ね隔週（月2回）に所内会議（事務所付け官以上対象）終了後から正午にかけて開催することで、各人の予定確保を容易にした。また、出席対象者については、この種の事務所幹部がメンバーとなる会議が所属長及び事務所付け官に限る傾向にあったが、河川管理に関する幅広い情報共有迅速化とりわけ事務所幹部からの課題解決への助言・意見を共有することが重要との判断から、事務所長・副所長・管理課長・占用調整課長・各出張所所長は必須出席としつつ、課題に関係する課・出張所職員であれば役職を問わず、いつでも参加可能とした。一見すると緩い取り決めであるが、コロナ禍の職場におけるリモート会議の実施環境整備により、会議室の物理的制約にとらわれず、かつテレワーク勤務者や個別課題

のみの参加でも出席可能とできたことで、常時30～40名が出席する状況となった。

3. 会議における資料

事務局が事前に用意する資料は、会議進行のレジュメとなる「総括表」、各出張所の懸案事項を出張所長の記入により蓄積していく「出張所シート」、各出張所における河川利用全般を網羅した「一時使用カレンダー」の3種であり、これとは別に適宜各課担当から提案議題や報告が特にある場合は資料が添付される。

総括表は、維持補修、水防、水利、占用（許可案件、不法占用、その他河川敷利用対応）、境界明示、事件・事故、濁水、大規模イベント等々の河川管理に関する諸々の共有すべき情報を網羅したもので、一瞥すれば淀川管内における重要な項目を確認できるようにしている。このため、発端が些細な情報であっても先々に決裁を要するものや外部問合せが予想される案件を幅広く記載した。案件が完了すれば、グレーアウトした後に削除できるものとしているが、そもそも管理上の課題は中長期的な取り組みになることが多いため、総括表（A3版横）の総ページ数は令和4年度末で6ページに及んでいる。

出張所シートは、事務所で初動が把握しきれない出張所係長対応しているものや発端のみが情報共有されがちな案件を事務所幹部とも早期かつ事実経過を共有するため、出張所別に蓄積している。見かけは微細な事象で出張所限りの対応とされがちな案件や不法占用や迷惑行為のような複数出張所で同時期に発生する懸案を、幅広い知見や情報を持つ幹部が早期に把握することで事務所としての課題解決に有用となった。

出張所シートは蓄積されると膨大な情報となるため、定例会においては出張所長1人だけでは負担が大きいため、特に占用関係の懸案に対して担当係長が詳細説明を務める例が多かった。この副産物として、事務所長・副所長と出張所係長が直接対話して互いに意見交換する状況が生まれた。若干飛躍する考察ではあるが、この状況は、いわゆる「風通しのよい職場」づくりや若手職員の知見増進に寄与できるのではないだろうか。

一時使用カレンダーは、占用許可の対象とならない、撮影やイベントにおける一日限りの河川敷利用を網羅している。許認可対象ではない利用についての外部問合せが多く、対象状況を確認するものであった。

河川管理・占用定例会議		令和4年度(2022)	第 10 回	(第20回)	令和5年度7月7日 (定例会定日)
業 務	議 案	現在までの事務所の状況	予 定	議題 / 備考	基礎となる資料
許認可	人許申請	川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用			川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用
	人許申請(インフラ)	川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用			川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用
境界明示	境界明示	川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用			川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用
	申請書	川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用			川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用

河川管理・占用定例会議		令和4年度(2022)	第 10 回	(第20回)	令和5年度7月7日 (定例会定日)
業 務	議 案	現在までの事務所の状況	予 定	議題 / 備考	基礎となる資料
河川敷関係	河川敷関係	川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用			川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用
	河川敷関係	川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用			川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用
河川敷関係	河川敷関係	川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用			川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用
	河川敷関係	川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用			川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用

河川管理・占用定例会議		令和4年度(2022)	第 10 回	(第20回)	令和5年度7月7日 (定例会定日)
業 務	議 案	現在までの事務所の状況	予 定	議題 / 備考	基礎となる資料
河川敷関係	河川敷関係	川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用			川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用
	河川敷関係	川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用			川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用
河川敷関係	河川敷関係	川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用			川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用
	河川敷関係	川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用			川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用

河川管理・占用定例会議		令和4年度(2022)	第 10 回	(第20回)	令和5年度7月7日 (定例会定日)
業 務	議 案	現在までの事務所の状況	予 定	議題 / 備考	基礎となる資料
河川敷関係	河川敷関係	川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用			川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用
	河川敷関係	川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用			川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用
河川敷関係	河川敷関係	川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用			川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用
	河川敷関係	川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用			川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用

河川管理・占用定例会議		令和4年度(2022)	第 10 回	(第20回)	令和5年度7月7日 (定例会定日)
業 務	議 案	現在までの事務所の状況	予 定	議題 / 備考	基礎となる資料
河川敷関係	河川敷関係	川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用			川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用
	河川敷関係	川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用			川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用
河川敷関係	河川敷関係	川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用			川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用
	河川敷関係	川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用			川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用 川原地区河川敷利用

表-1 河川管理・占用定例会議 総括表
(1頁～4頁)

アカウントビリティ・行政サービス: No.03

河川管理・占用定例会議		令和4年度(2022) 第 19 回 (第29回)			令和4年度7月 (次期担当日付)
業 務	概 要	現在までの事務所の状況	予 定	課題 / 備考	その他
案件	<p>■河川管理・占用定例会議 ●本庁管内河川管理 ●本庁管内河川管理 ●本庁管内河川管理</p> <p>●本庁管内河川管理 ●本庁管内河川管理 ●本庁管内河川管理</p> <p>●本庁管内河川管理 ●本庁管内河川管理 ●本庁管内河川管理</p> <p>●本庁管内河川管理 ●本庁管内河川管理 ●本庁管内河川管理</p>				<p>●本庁管内河川管理 ●本庁管内河川管理 ●本庁管内河川管理</p> <p>●本庁管内河川管理 ●本庁管内河川管理 ●本庁管内河川管理</p> <p>●本庁管内河川管理 ●本庁管内河川管理 ●本庁管内河川管理</p> <p>●本庁管内河川管理 ●本庁管内河川管理 ●本庁管内河川管理</p>

表-2 河川管理・占用定例会議 総括表
(5頁~6頁)

R4 淀川利用カレンダー		マーク凡例						
		● 通常使用	● 一時使用	● 一時使用	● 一時使用	● 一時使用	● 一時使用	
月	福島出張所 (A)	福島出張所 (B)	福島出張所 (C)	福島出張所 (D)	福島出張所 (E)	本郷出張所 (F)	桂川出張所 (G)	
1	● 福島出張所 (A)			● 福島出張所 (D)	● 福島出張所 (E)		● 桂川出張所 (G)	
2	● 福島出張所 (A)			● 福島出張所 (D)	● 福島出張所 (E)		● 桂川出張所 (G)	
3	● 福島出張所 (A)			● 福島出張所 (D)	● 福島出張所 (E)		● 桂川出張所 (G)	
4	● 福島出張所 (A)			● 福島出張所 (D)	● 福島出張所 (E)		● 桂川出張所 (G)	
5	● 福島出張所 (A)			● 福島出張所 (D)	● 福島出張所 (E)		● 桂川出張所 (G)	
6	● 福島出張所 (A)			● 福島出張所 (D)	● 福島出張所 (E)		● 桂川出張所 (G)	
7	● 福島出張所 (A)			● 福島出張所 (D)	● 福島出張所 (E)		● 桂川出張所 (G)	
8	● 福島出張所 (A)			● 福島出張所 (D)	● 福島出張所 (E)		● 桂川出張所 (G)	
9	● 福島出張所 (A)			● 福島出張所 (D)	● 福島出張所 (E)		● 桂川出張所 (G)	
10	● 福島出張所 (A)			● 福島出張所 (D)	● 福島出張所 (E)		● 桂川出張所 (G)	
11	● 福島出張所 (A)			● 福島出張所 (D)	● 福島出張所 (E)		● 桂川出張所 (G)	
12	● 福島出張所 (A)			● 福島出張所 (D)	● 福島出張所 (E)		● 桂川出張所 (G)	

表-4 河川管理・占用定例会議 一時使用
カレンダーの一部

出張の理由と相手方の原	
出張の理由	●業務推進 ●出張 ●不占、並進行為 ●不出張 ●転居案件 ●転居案件 ●その他
相手方の原	●相手方なし ●一般 ●行政機関 ●法人 ●マスコミ ●その他
桂川出張所 個別案件、注視案件等 一覧 下書き	
案件	出張の理由
8	<p>桂川右岸 12.5K~ 14.5K 京都市西京区桂六槻町</p>
8	<p>桂川左岸 9.2K 京都市南区宮原院場 桂山町 桂久横左岸上原基川</p>

表-3 河川管理・占用定例会議 出張所シ
ートの一部抜粋